

## 信教の自由

【課題 3】 についてのみ、答案を A4・2 枚以内に 5 月 31 日（木）17 時までに送信すること。

### 【課題 1】

国連事務総長に寄託された条約に関する情報を見ると、自由権規約 18 条について、「シャリーア留保」が多く付けられていることがわかる。[自由権規約のページ](#)を“shariah”で検索されたい。他方で、同じく“shariah”での検索を続けてみればわかるように、これらの留保には異議も多く申し立てられている。

その異議の一つに、パキスタンの留保に対するオーストリアによる異議がある。それによれば、この種の留保は “incompatible with the object and purpose of the Covenant” であるから異議を申し立てるのであって、かつ、“These objections shall not preclude the entry into force of the Covenant between Austria and the Islamic Republic of Pakistan” という。

このオーストリアによる異議は、[条約法条約](#) 19 条～21 条（に示されている慣習法規則）に照らして、適切か。

### 【課題 2】

[Binder v. Canada, Communication No. 208/1986](#), 9 November 1989 を読んでみよう。事実関係はパラ 2.1-2.12、特にパラ 2.7。委員会の見解はパラ 6.1-6.3。委員会の見解につき、

- 結論に賛成か。賛成であれば理由付けにも賛成か。
- 反対であれば、どのような理由付けでどのような結論にすべきであったか。

### 【課題 3】

【3-1】 次の例は[ヨーロッパ人権裁判所](#)判決である。ヨーロッパ人権裁判所判決は、自由権規約等の普遍的な人権条約を解釈する際にどのような役割を果たすか。一般的に、また、特に信教の自由（[ヨーロッパ人権条約](#) 9 条）について、それぞれ説明せよ。

【3-2】 *Lautsi v. Italy* (Application no. 30814/06) では、小法廷と大法廷とで判断が分かれた。

- [小法廷判決](#) (3 November 2009)
  - 事実 パラ 6-15、特にパラ 6-7, 10。関連法規につきパラ 21-22。
  - 小法廷の見解 特にパラ 55-58。
- [大法廷判決](#) (18 March 2011)（本件が大法廷で審理される理由につき、パラ 5）
  - 大法廷の見解 特にパラ 74-76。

どちらに賛成するか、あるいは第三の見解を採るか、説明せよ。

以上